



## みなし譲渡された取引相場のない株式の時価

### ●純資産価額か類似法人比準価額か●

個人が法人に対して、時価の2分の1に満たない対価で取引相場のない株式を譲渡した場合、時価と譲渡対価との差額は、みなし譲渡益として課税されることになります（所法59①二）。取引相場のない株式の評価については、所得税基本通達23～35共-9(4)にその算定方法が規定されており、みなし譲渡における時価の算定にも準用されています。今回は、通達の合理性、純資産価額方式を適用することの妥当性等について判断を示した裁判例を紹介します（平成11年11月30日東京地裁）。

◎同族会社A社の代表取締役である原告らの父は、平成2年、取引相場のないA株式約126万株を、1株2020円、譲渡代金25億5469万円余で関連会社B社に譲渡しました。その後父が死亡したため、相続人である原告らが準確定申告書を提出しました。

◎被告課税庁は、譲渡の時（平成2年7月23日）におけるA株式の1株当たりの価額は、純資産価額方式によって算定すれば5601円となるので、所得税法59条1項二号の規定により、譲渡に係る収入金額は70億6986万円余になるとして更正処分をしました。

◎原告らは、純資産価額方式を用いるのは、個人と同じ性格を有する小規模な株式会社に限られ、人的、物的に大規模な会社は、株式の流通性を前提とした算定方法を探るのが通達の解釈上からも妥当であると主張しました。そして、類似法人比準方式（事業の種類、規模、収益の状況等が類似する法人の株式の価額に比準して推定した価額）によると1株当たり1831円になることから、みなし譲渡には該当しないとして提訴に及んだものです。

◎裁判所は、原告の主張する類似法人3社について、うち2社の売上高はA社の4、5倍あり、また、鋼製物置とオフィス家具の製造販売を業とするA社と比較して3社とも売上高の構成割合が異なる等、事業の規模、種類、収益の状況に大きな差異があることから、類似法人とは認め難いと判断しました。

純資産価額方式については、基本的に純資産価額のみに着目した評価方式であるから、事業に供された資産から生ずる収益を考慮しないなどの欠点を有するものではあるが、評価会社の事業が順調に遂行され、一般投資効率を超える収益を挙げている場合には、事業継続中の企業全体を一体評価した資産の価額は処分価額の合算である純資産価額を超えることが予想されるし、利益が少ないと赤字体质である場合には、処分価額による純資産価額方式がより妥当することになり、会社資産に対する割合的持分という株式の基本的性格とも調和するものであるから、少なくとも、会社経営に対して支配的地位を有する株主の保有する株式の算定方法としては合理性を有すると判示しました。

そして、平成2年当時、原告らの父が発行済株式総数の50%以上を有しており、父を含む同族株主が99.6%を保有していたのであるから、父らは圧倒的な支配株主であり、また、父が代表取締役の地位にあったほか、親族らが取締役の半数を占めていたことから会社経営の実質的支配権も父が有していたものと認められ、売買実例がなく、類似法人比準方式によることもできない本件株式の評価について純資産価額方式を適用することには合理性があるとして、原告の主張を退けました。

上記のほか、現物出資に係る譲渡収入金額の算定についても判断を示しており、実務において参考になる裁判例と思われます。

(資料提供 税法データベース編集室)